官報号外

官庁事項

人事院公示第１号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成４年人事院公示第１号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 23 年２月１日

人事院総裁　江利川　毅

１　第２項第２号を同項第５号とし、同項第１号中「人事院規則19―０（職員の育児休業等）（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同号を同項第３号とし、同号の次に次の１号を加える。

四　規則第28条第２号ロの規定に基づき、人事院が定めることとされている非常勤職員について定めること。

第２項に第１号及び第２号として次の２号を加える。

一　人事院規則19―０（職員の育児休業等）（以下「規則」という。）第３条第３号イ⑶の規定に基づき、人事院が定めることとされている非常勤職員について定めること。

二　規則第３条の２第３号ロの規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。

２　この決定による改正は、平成23年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第２号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成６年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 23 年２月１日

人事院総裁　江利川　毅

１　第２項第３号中⑻を⑼とし、⑺を⑻とし、同号⑹中「第４条第２項第８号」を「第４条第２項第９号」に改め、同号中⑹を⑺とし、⑸の次に⑹として次のように加える。

⑹　第４条第２項第６号の規定に基づき、人事院が定めることとされている日数について定めること。

２　この決定による改正は、平成23年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第３号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 23 年２月１日

人事院総裁　江利川　毅

１　第２項第17号の２中「に規定する次に掲げる事項」を「第３条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。」に改め、⑴から⑶までを削る。

２　この決定による改正は、平成23年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第４号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則９－128（平成23年４月１日における号俸の調整）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成 23 年２月１日

人事院総裁　江利川　毅

１　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

２　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則９－128（平成23年４月１日における号俸の調整）（次号において「規則」という。）第１条第４号又は第２条第２号、第３号イ若しくは第４号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

二　規則第２条第５号の規定に基づき、号俸を調整する職員について承認すること。

３　委任の効力の発生する日

平成23年４月１日

４　平成22年人事院公示第19号は、廃止する。

国会関係

平成 23 年度衆議院法制局職員採用Ｉ種試験公告

平成23年度衆議院法制局職員採用Ｉ種試験について次のとおり告知する。

平成 23 年２月１日　　衆議院法制局

１　試験の名称　衆議院法制局職員採用Ｉ種試験（上級職員を採用するための試験）

２　受験資格

⑴　受験資格

①　昭和56年４月２日から平成２年４月１日までに生まれた者

②　平成２年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ａ　大学を卒業した者及び平成24年３月までに大学を卒業する見込みの者

ｂ　衆議院法制局長がａに掲げる者と同等の資格があると認める者

⑵　次のいずれかに該当する者は、受験資格がない。

①　日本の国籍を有しない者

②　国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者

３　職務内容等　衆議院法制局は、立法活動を中心として議員の活動を法制面から補佐するために置かれている機関で、議員発議の法律案・修正案及び委員会提出の法律案の立案の補佐、委員会の命による法制に関する予備的調査、議員等からの依頼による法制に関する調査等を行う。

議会において広範な国民の声を代表する国会議員が行う新たな立法政策の提案等を的確に補佐するには、既存の固定観念にとらわれない柔軟性と構想力が要求される。したがって、職員には、法制的な知識は当然に必要だが、それにとどまらず、深い知的好奇心に裏打ちされた広くバランスのとれた知識、教養が求められる。また、依頼者との正確かつ緊密な意思疎通が不可欠であり、十分なコミュニケーション能力をもった人材であることも求められる。

４　採用予定人員　若干名

５　採用及び待遇

採用予定年月日　平成24年４月１日

待遇　初任給は行政職給料表㈠２級１号給で、国家公務員採用Ｉ種試験に合格し、一般職の職員として採用された政府職員と同待遇。

大学卒業後、社会人としての勤務経験を積んだ者については、経験年数等に応じた職歴加算の制度がある。

６　試験内容

⑴　第１次試験

①　試験日　平成23年５月８日（日）

②　試験地　東京都、京都市、福岡市及び仙台市

③　試験内容

ａ　教養試験（多肢選択式）

ｂ　専門試験（憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学及び財政学）（多肢選択式）

④　合格者発表　平成23年５月11日（水）以降、各人に合否を郵便で通知する。

⑵　第２次試験（第１次試験合格者に対して行う。）

①　試験日　平成23年５月28日（土）

②　試験地　東京都

③　試験内容

ａ　論文試験　憲法、行政法及び民法

ｂ　面接試験

④　合格者発表　平成23年６月10日（金）以降、各人に合否を郵便で通知する。

⑶　第３次試験（第２次試験合格者に対して行う。）

①　試験日　平成23年６月17日（金）

②　試験地　東京都

③　試験内容

ａ　口述試験　憲法を中心とする法律問題

ｂ　面接試験

④　最終合格者発表　平成23年６月27日（月）以降、各人に合否を郵便で通知する。

７　受験手続

⑴　第１次試験

①　受験申込書の請求　受験申込書及び案内パンフレットは、衆議院法制局法制企画調整部総務課で交付する。郵便で請求する場合は、封筒の表に「法制局Ｉ種請求」と朱書し、宛先を明記して200円切手を貼った角２（Ａ４判が入る大きさ）程度の返信用封筒を同封すること。

②　提出書類　受験申込書（当法制局交付のもの）

③　提出方法　郵送により提出すること。封筒の表に「法制局Ｉ種受験」と朱書し、簡易書留とすること。

④　受付期間　平成23年４月１日（金）から４月22日（金）（当日消印有効）まで

⑤　提出先及び問合せ先　衆議院法制局法制企画調整部総務課　〒100―0014 東京都千代田区永田町１－７－１　衆議院第二別館９階　Tel　03―3581―1570

E-mail　sk0008@shugiinjk.go.jp

⑵　第３次試験　第３次試験の受験の際に、大学を卒業した者又は卒業する見込みの者は大学の卒業証明書又は卒業見込証明書及び成績証明書（大学院を修了した者又は大学院生の場合は、大学院の修了証明書又は修了見込証明書及び成績証明書も併せて）、その他の者は大学の成績証明書の内容に相当するものを提出すること。いずれも、試験当日に、持参すること。